

個人市・道民税の納税通知書を 6月9日(金)に郵送します

問い合わせ
税務グループ
(☎851155)

地方税法の改正により、平成18年度の市・道民税の課税制度が次のとおり改正されました。納税通知書は6月9日(金)に郵送します。

◎すべての納税義務者を対象とするもの

1. 定率減税の縮減

定率減税(※)が、引き下げられました。

年 度	率	控除限度額
平成17年度まで	15%	4万円
平成18年度	7.5%	2万円

※定率減税…平成11年度の税制改正で、当時の著しく停滞した経済状況を回復させる観点から、特例措置として導入されたものです。

2. 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止

夫婦とも同じ市内に居住し、市・道民税の均等割を課税されている夫と生計を同一にしている妻の均等割は、平成17年度に限り2分の1の税額に軽減されていましたが、平成18年度から標準税率の税額(4,000円)が全額課税されることになりました。

年 度	市民税	道民税	合 計
平成16年度まで	非 課 税		
平成17年度	1,500円	500円	2,000円
平成18年度以降	3,000円	1,000円	4,000円

◎65歳以上の方を対象とするもの

1. 老年者控除の廃止

課税年の1月1日現在に65歳以上で、前年の合計所得金額が1千万円以下の方に適用されていた老年者控除(控除額48万円)が廃止されました。

2. 非課税要件の廃止

課税年の1月1日現在に65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、市・道民税は非課税でしたが、平成18年度からこの非課税要件が廃止されました。

ただし、平成17年1月1日現在に65歳以上で、前年(平成17年分)の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置は、平成18年度から段階的に廃止され、右の表の税額が課税されます。

年 度	税 額
平成18年度	所得割と均等割の税額の3分の1
平成19年度	所得割と均等割の税額の3分の2
平成20年度以降	所得割と均等割の全額

3. 公的年金等に係る雑所得の計算方法の変更

65歳以上の方(昭和16年1月1日以前に生まれた方)の公的年金等に係る雑所得の計算方法が、次のとおり変更されました。

改 正 前		改 正 後	
公的年金等の収入金額	雑所得の計算方法	公的年金等の収入金額	雑所得の計算方法
140万円まで	収入金額 - 140万円	120万円まで	収入金額 - 120万円
140万円超260万円未満		120万円超330万円未満	
260万円～460万円未満	収入金額×0.75 - 75万円	330万円～410万円未満	収入金額×0.75 - 37.5万円
460万円～820万円未満	収入金額×0.85 - 121万円	410万円～770万円未満	収入金額×0.85 - 78.5万円
820万円以上	収入金額×0.95 - 203万円	770万円以上	収入金額×0.95 - 155.5万円